

# 一般財団法人丸和財団 2019年度奨学生募集要項

## 1. 趣 旨

当財団の奨学金制度は、我が国の大学において物流並びに流通経済を学ぶ学生で、学業優秀でありながら経済的理由により修学が困難な者に対する奨学支援を通じて、社会有用の人材を育成し、もって我が国及び世界の物資流通の円滑化を実現し産業の発展に寄与することを目的としています。

## 2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 当財団以外の他の団体等からの奨学金を受給されている方の応募も可能ですが、選考にあたっては他の給付型奨学金を受給していない方を優先します。

## 3. 奨学生の応募資格

当財団が指定する大学（別紙参照）に在籍する大学2年生（応募時点）で、物流、流通経済、ロジスティクス、サプライチェーン及びこれらに関連する専門分野に興味を持ち、大学において同分野を学んでいること又は今後学ぶ意思を有していること

## 4. 採用予定者数

16名程度

## 5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額及び支給方法 …… 2ヵ月ごとに10万円を本人名義の銀行口座に振り込みます
- (2) 支給の期間 …… 2019年10月から2021年3月までの18ヵ月間

## 6. 応募方法

次の(1)～(5)のすべての書類を、所属大学、学年及び氏名を記載した封筒に入れ、各大学の奨学金担当窓口に提出してください。各所定様式については、所属大学の奨学金担当窓口からコピーを入手して使用または当財団ホームページからダウンロードしてください（当財団ホームページへの様式掲載は7月上旬頃を予定）。なお、学生個人から当財団への直接応募は受け付けておりません。

- (1) 奨学生願書（所定様式）
- (2) 大学が発行する成績証明書（大学1年次の成績）及びGPA学力基準証明書（所定様式）
- (3) 2018年の収入証明書（源泉徴収票、確定申告書の控えなど、主な家計支持者の収入を証明できるもの（コピー可））
- (4) 個人情報の取扱いについての同意書（所定様式）
- (5) 大学学長等の推薦書（所定様式：推薦理由欄は、なるべく応募者を直接指導する方が記載をして下さい。また、推薦書作成者欄には、役職のほか、応募者との関係がわかるように記載してください。）

提出先：駒澤大学 学生部③番窓口

提出期日：2019年9月6日(金)17時まで

7. 応募締切日

~~2019年9月20日(金) 財団事務局必着~~

8. 選考方法等

- (1) 当財団の奨学生選考委員会にて願書、学業成績、家計状況などを総合的に評価し、書類審査により選考します。(必要に応じて面接を実施する場合もあります。また、提出書類の記載内容確認のために、事務局から電話連絡をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。)
- (2) 選考結果は、2019年11月上旬頃に大学及び本人に通知します。

9. 奨学金の停止又は取消

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止又は取消をすることがあります。また、奨学金の取消の事由(下記(3)～(9))に該当することとなった場合、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

- (1) やむを得ない事情により大学を休学又は長期(1ヵ月以上)にわたって欠席したとき(停止)
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めるとき(停止)
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき(取消)
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき(取消)
- (5) 在学する大学における学籍を失ったとき(取消)
- (6) 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき(取消)
- (7) 当財団若しくは支援企業の名譽を傷つけ、又は著しく迷惑をかけたとき(取消)
- (8) 下記10.に掲げる書類の提出、報告を行わないとき(取消)
- (9) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき(取消)

10. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された方には、以下の事項を義務として順守していただきます。

- (1) 年度ごとに成績証明書及び生活状況報告書(所定様式)を提出すること
- (2) 住所、連絡先等に変更があった場合には速やかに報告すること
- (3) 休学、退学又は長期欠席等をする場合は事前に届出を行うこと
- (4) その他上記9.に掲げる事実が発生した場合は速やかに報告すること

11. その他

応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

一般財団法人丸和財団

住 所 : 埼玉県吉川市旭7番地1

電話番号 : 048-991-0602

E-mail : info@maruwa-foundation.or.jp

U R L : <https://www.maruwa-foundation.or.jp>

## < 奨学金応募にあたっての留意事項（応募者用） >

### 【1】応募資格

奨学生の応募資格は、募集要項「3. 奨学生の応募資格」を満たす方とします。

### 【2】応募の手続き

- ① 所属大学、学年及び氏名を記載した封筒に、募集要項「6. 応募方法」に掲げる（1）～（5）の書類を入れて、所属大学の奨学金担当窓口へ提出してください。  
なお、所定様式については、所属大学の奨学金担当窓口からコピーを入手するか、当財団ホームページからダウンロードしてください。
- ② 大学学長等の推薦書の推薦理由欄は、なるべく応募者を直接指導する方が記載をしてください。また、推薦書作成者欄には、役職のほか、応募者との関係がわかるように記載してください。
- ③ 応募にあたってのお問い合わせは、原則として所属大学の奨学金担当窓口へお願いいたします。応募者個人から当財団事務局への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

### 【3】選考方法

選考は原則として書類審査により行いますが、提出書類の記載内容を確認するために、事務局から電話連絡をさせていただく場合があります。

### 【4】遵守事項

奨学金の受給にあたっては、下記事項を順守してください。

- ① 毎年4月の進級時に、前年度の成績証明書及び生活状況報告書（所定様式）を提出してください（卒業時には、進路、就職先についてのアンケート等にご協力ください。）。
- ② 願書に記載した連絡先、家庭状況等に変更があったとき又は下記のいずれかに該当することとなったときは、速やかに事務局へ届け出てください。
  - （ア） 留年、休学、転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき
  - （イ） 外国へ留学しようとするとき
  - （ウ） 在学大学から指導、処分を受けたとき
  - （エ） 傷い疾病などのため、成業の見込みがなくなったとき
  - （オ） 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ③ 奨学生に採用された場合、支給期間の途中で、奨学金受給を辞退されることのないように、十分に検討の上、応募するようにして下さい。

以上